

消防本部向けハラスメント防止の対応状況調査結果

第1 調査方法

- 調査時点 平成28年4月1日(平成29年2月17日～3月3日調査実施)
- 調査対象 全国の消防本部

	単独消防本部		組合消防本部		合計	
	本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合
1000人以上(14本部)	13	2.9%	1	0.3%	14	1.9%
500人以上1000人未満(24本部)	16	3.6%	8	2.7%	24	3.3%
300人以上500人未満(73本部)	48	10.9%	25	8.6%	73	10.0%
100人以上300人未満(339本部)	156	35.3%	183	62.9%	339	46.2%
50人以上100人未満(211本部)	147	33.3%	64	22.0%	211	28.8%
50人未満(72本部)	62	14.0%	10	3.4%	72	9.8%
合計(733本部)	442	100.0%	291	100.0%	733	100.0%

第2 調査結果

1. 文書等の発出

- (1) ハラスメントはあってはならない、厳正に対処するという、トップ(消防長等)の方針を文書等により発出したことがあるか。

	発出したことがある	
	本部数	割合
1000人以上(14本部)	13	92.9%
500人以上1000人未満(24本部)	20	83.3%
300人以上500人未満(73本部)	57	78.1%
100人以上300人未満(339本部)	210	61.9%
50人以上100人未満(211本部)	91	43.1%
50人未満(72本部)	20	27.8%
合計(733本部)	411	56.1%

2. 公益通報窓口・相談窓口について

○ 公益通報窓口について

(1) 設置状況 (対象：733 本部) (複数選択含む)

	単独消防本部		組合消防本部		合計	
	本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合
① 消防本部に設置している	45	10.2%	62	21.3%	107	14.6%
② (構成市町村の) 首長部局に設置しており、消防職員の通報・相談を受け付けている	326	73.8%	13	4.5%	339	46.2%
③ (構成市町村の) 首長部局に設置しているが、消防職員の通報・相談を受け付けていない	5	1.1%	30	10.3%	35	4.8%
④ 弁護士等を配置した窓口を外部に設置している	57	12.9%	1	0.3%	58	7.9%
⑤ どこにも設置していない	88	19.9%	190	65.3%	278	37.9%

(2) 窓口の設置場所 (複数選択含む)

	消防本部に公益通報窓口を設置している (対象：107 本部)		(構成市町村の) 首長部局に公益通報窓口を設置しており、消防職員の通報・相談を受け付けている (対象：339 本部)	
	本部数	割合	本部数	割合
① 人事課などの人事担当部署	32	29.9%	178	52.5%
② 職員課などの福利厚生担当部署	4	3.7%	41	12.1%
③ 服務監察課などのコンプライアンス担当部署	5	4.7%	36	10.6%
④ 総務課などの総務担当部署	72	67.3%	128	37.8%
⑤ その他 (自由記載)	16	15.0%	36	10.6%

(※) ⑤の例

- ・ 各課・所属の署長と指名職員 (女性含む。)
- ・ 消防長宛に直接メール相談
- ・ 総務課内に設置しているが総務課に係る通報は企画課に別に窓口を設置
- ・ 監査委員会事務局
- ・ 広報担当課
- ・ 職員以外の委員から構成される法令遵守委員会
- ・ 職員組合が推薦する職員

(3) 窓口で受け付ける相談の範囲（対象：何らかの窓口を設置している 455 本部）（複数選択含む）

	本部数	割合
① パワーハラスメントに該当しうる行為	319	70.1%
② セクシュアルハラスメントに該当しうる行為	316	69.5%
③ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当しうる行為	301	66.2%
④ 経理、文書作成・管理等に関する不適切な事務処理	355	78.0%
⑤ ①～④以外の職務専念義務違反、信用失墜行為等の地方公務員法に規定する地方公務員が守るべき服務に違反する行為	379	83.3%
⑥ ①～⑤以外の行為（自由記載）	84	18.5%
※ ①～③を受け付け対象としていない窓口を持つ消防本部	131	28.8%

(※) ⑥の例

- ・ 範囲を限定していない。
- ・ 犯罪行為等の法令違反行為、内部規則違反行為、行政運営上の不当な行為
- ・ 人の生命、財産若しくは生活環境等を害し、又は重大な影響を及ぼすおそれのある行為
- ・ 悩み事や情報交換したいことなど些細な事でも通報相談出来る。
- ・ 人事制度等に関する相談
- ・ 職務、職場環境に関するもの

(4) 通報を受けた事案に対する窓口での対処（対象：何らかの窓口を設置している 455 本部）（複数選択含む）

	本部数	割合
① 通報・相談内容を聞いて、職員の精神的ストレスを軽減する	241	52.7%
② 弁護士・カウンセラーへの相談や医療機関の受診を勧める	178	38.9%
③ 人事・総務担当部局に事案の内容を伝える	244	53.4%
④ 通報・相談の内容を通報・相談者以外の関係者に確認・調査する（必要があれば懲戒処分等を行うための十分な確認・調査を行う）	396	86.7%

(5) 通報・相談を行った職員等の秘密を保護する旨の規定及び通報・相談を行った職員等に対する不利益な取扱いを禁止する規定の有無（対象：何らかの窓口を設置している 455 本部）

	単独消防本部		組合消防本部		合計	
	本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合
① 通報・相談を行った職員等の秘密を保護する旨規定が有る	317	89.5%	70	69.3%	387	85.1%
② 通報・相談を行った職員等に対する不利益な取扱いを禁止する規定がある	315	89.0%	66	65.3%	381	83.7%

○ 相談窓口について

(1) 設置状況 (対象：733 本部) (複数選択含む)

	単独消防本部		組合消防本部		合計	
	本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合
① 消防本部に設置している	137	31.0%	109	37.5%	246	33.6%
② (構成市町村の) 首長部局に設置しており、消防職員の相談を受け付けている	267	60.4%	13	4.5%	280	38.2%
③ (構成市町村の) 首長部局に設置しているが、消防職員の相談を受け付けていない	3	0.7%	10	3.4%	13	1.8%
④ 弁護士等を配置した窓口を外部に設置している	27	6.1%	4	1.4%	31	4.2%
⑤ どこにも設置していない	108	24.4%	167	57.4%	275	37.5%

(2) 窓口の設置場所 (複数選択含む)

	消防本部に相談窓口を設置している (対象：246 本部)		(構成市町村の) 首長部局に相談窓口を設置しており、消防職員の相談を受け付けている (対象：280 本部)	
	本部数	割合	本部数	割合
① 人事課などの人事担当部署	71	28.9%	185	66.1%
② 職員課などの福利厚生担当部署	18	7.3%	62	22.1%
③ 服務監察課などのコンプライアンス担当部署	2	0.8%	21	7.5%
④ 総務課などの総務担当部署	155	63.0%	75	26.8%
⑤ その他 (自由記載)	74	30.1%	47	16.8%

(※) ⑤の例

- ・ 署長宛の庁内メール及び投書箱
- ・ 消防長宛に直接メール相談
- ・ 各署所の庶務係
- ・ 相談員を指名して配置
- ・ 職員組合が推薦する職員
- ・ 消防本部の職員衛生管理嘱託員
- ・ 人権担当課、男女共同参画担当課、保健福祉担当課
- ・ 監査委員会事務局
- ・ 保健室

(3) 窓口で受け付ける相談の範囲（対象：何らかの窓口を設置している 458 本部）（複数選択含む）

	本部数	割合
① パワーハラスメントに該当しうる行為	403	88.0%
② セクシュアルハラスメントに該当しうる行為	412	90.0%
③ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当しうる行為	356	77.7%
④ 経理、文書作成・管理等に関する不適切な事務処理	261	57.0%
⑤ ①～④以外の職務専念義務違反、信用失墜行為等の地方公務員法に規定する地方公務員が守るべき服務に違反する行為	271	59.2%
⑥ ①～⑤以外の行為（自由記載）	50	10.9%
※ ①～③を受け付け対象としていない窓口を持つ消防本部	15	3.3%

(※) ⑥の例

- ・ 相談の範囲を限定していない。
- ・ 心の悩み、メンタルヘルスに関すること（職場、家庭を問わず）
- ・ 勤務条件その他の人事管理に関する苦情
- ・ 仕事上や私生活における悩み全般
- ・ 家庭内の経済問題、職員家族の健康、家族関係、介護、子の教育・進路
- ・ モラルハラスメント
- ・ 人の生命、財産若しくは生活環境等を害し、又は重大な影響を及ぼすおそれのある事案

(4) 相談を受けた事案に対する窓口での対処（対象：何らかの窓口を設置している 458 本部）（複数選択含む）

	本部数	割合
① 通報・相談内容を聞いて、職員の精神的ストレスを軽減する	376	82.1%
② 弁護士・カウンセラーへの相談や医療機関の受診を勧める	269	58.7%
③ 人事・総務担当部局に事案の内容を伝える	295	64.4%
④ 通報・相談の内容を通報・相談者以外の関係者に確認・調査する（必要があれば懲戒処分等を行うための十分な確認・調査を行う）	384	83.8%

(5) 相談を行った職員等の秘密を保護する旨の規定及び相談を行った職員等に対する不利益な取扱いを禁止する規定の有無（対象：何らかの窓口を設置している 458 本部）

	単独消防本部		組合消防本部		合計	
	本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合
① 相談を行った職員等の秘密を保護する旨規定が有る	254	76.0%	70	56.5%	324	70.7%
② 相談を行った職員等に対する不利益な取扱いを禁止する規定がある	238	71.3%	64	51.6%	302	65.9%

○ 公益通報窓口・相談窓口まとめ

消防職員の通報や相談を受け付ける公益通報窓口又は相談窓口を設置している消防本部（（構成市町村の）首長部局の窓口で消防職員の通報・相談を受け付けているものや外部窓口を含む）

	本部数	割合
1000人以上（14本部）	13	92.9%
500人以上1000人未満（24本部）	22	91.7%
300人以上500人未満（73本部）	66	90.4%
100人以上300人未満（339本部）	247	72.9%
50人以上100人未満（211本部）	150	71.1%
50人未満（72本部）	45	62.5%
合計（733本部）	543	74.1%

（参考）

	公益通報窓口を設置		相談窓口を設置	
	本部数	割合	本部数	割合
1000人以上（14本部）	13	92.9%	12	85.7%
500人以上1000人未満（24本部）	20	83.3%	20	83.3%
300人以上500人未満（73本部）	56	76.7%	59	80.8%
100人以上300人未満（339本部）	183	54.0%	202	59.6%
50人以上100人未満（211本部）	120	56.9%	121	57.3%
50人未満（72本部）	33	45.8%	35	48.6%
合計（733本部）	425	58.0%	449	61.3%

○ 対策委員会（苦情処理機関）等の設置について

（1）ハラスメントについて、公益通報窓口又は相談窓口での解決が困難な場合又は内容が重大と判断される場合に、必要に応じて関係者等から事情を聴取して事実関係を調査し、問題の解決を図るための「対策委員会（苦情処理機関）」等（公益通報窓口、相談窓口及び懲戒処分審査会とは別の常設の委員会等）の設置状況（対象：733本部）（複数選択含む）

	単独消防本部		組合消防本部		合計	
	本部数	割合	本部数	割合	本部数	割合
① 消防本部に設置している	26	5.9%	44	15.1%	70	9.5%
② （構成市町村の）首長部局に設置しており、消防本部の事案を取り扱っている	205	46.4%	14	4.8%	219	29.9%
③ （構成市町村の）首長部局に設置しているが、消防本部の事案を取り扱っていない	3	0.7%	14	4.8%	17	2.3%
④ どこにも設置していない	215	48.6%	222	76.3%	437	59.6%

3. 懲戒処分基準等について

(1) 職員の懲戒処分基準を定めている本部

	合計	
	本部数	割合
1000人以上 (14本部)	14	100.0%
500人以上1000人未満 (24本部)	20	83.3%
300人以上500人未満 (73本部)	61	83.6%
100人以上300人未満 (339本部)	320	94.4%
50人以上100人未満 (211本部)	193	91.5%
50人未満 (72本部)	62	86.1%
合計 (733本部)	670	91.4%

(2) 職員の懲戒処分の公表基準を定めている本部

	合計	
	本部数	割合
1000人以上 (14本部)	14	100.0%
500人以上1000人未満 (24本部)	23	95.8%
300人以上500人未満 (73本部)	63	86.3%
100人以上300人未満 (339本部)	255	75.2%
50人以上100人未満 (211本部)	166	78.7%
50人未満 (72本部)	51	70.8%
合計 (733本部)	572	78.0%

(3) 懲戒処分を決定するために審査会を設置している本部

	合計	
	本部数	割合
1000人以上 (14本部)	13	92.9%
500人以上1000人未満 (24本部)	22	91.7%
300人以上500人未満 (73本部)	69	94.5%
100人以上300人未満 (339本部)	312	92.0%
50人以上100人未満 (211本部)	189	89.6%
50人未満 (72本部)	63	87.5%
合計 (733本部)	668	91.1%

(4) 審査会のメンバーについて (対象：審査会を設置していると答えた668本部) (複数選択含む)

	本部数	割合
① 消防本部内部の者のみ	188	28.1%
② 消防本部外部の者のみ	174	26.0%
③ 内部の者+外部の者	339	50.7%

4. その他の不祥事防止の取組について

(1) (通報・相談窓口の設置以外で) 各種のハラスメントを防止するために講じている取組 (複数選択含む)

	① ハラスメント発生状況に関する抜き打ち調査を行っている	② 職員に対してアンケートを実施している	③ ハラスメント防止を目的とした研修を実施している	④ その他 (自由記載)
1000人以上 (14本部)	1 (7.1%)	3 (21.4%)	13 (92.9%)	2 (14.3%)
500人以上1000人未満 (24本部)	0 (0.0%)	9 (37.5%)	18 (75.0%)	7 (29.2%)
300人以上500人未満 (73本部)	0 (0.0%)	11 (15.1%)	51 (69.9%)	26 (35.6%)
100人以上300人未満 (339本部)	5 (1.5%)	65 (19.2%)	165 (48.7%)	103 (30.4%)
50人以上100人未満 (211本部)	4 (1.9%)	34 (16.1%)	97 (46.0%)	67 (31.8%)
50人未満 (72本部)	1 (1.4%)	6 (8.3%)	31 (43.1%)	19 (26.4%)
合計 (733本部)	11 (1.5%)	128 (17.5%)	375 (51.2%)	224 (30.6%)

(※) ④の例

- ・ ハラスメント防止等に関する内部規定 (規則、要綱、指針等) を定めている。
- ・ 職員に対して服務規律の確保に関する通知を発出し注意喚起している。
- ・ 新聞・ニュース等で報道されたハラスメント事案を職員に周知し、注意喚起している。
- ・ ハラスメント防止のチラシ・リーフレット等を各署所に配布し注意喚起している。
- ・ 幹部会議においてハラスメント防止指導を徹底し、所属職員に周知
- ・ 不祥事防止のためのチェックシートを実施している。
- ・ 各消防署への夜間巡視や人事課の監察担当が各所属へ巡回を実施
- ・ ハラスメント防止対策のための会議の実施
- ・ 消防本部内の安全衛生委員会において議論している。
- ・ 人事評価の面談時等定期的な個人面談の機会にハラスメントについても聴取している。
- ・ 産業医による定期的な個人面談を実施
- ・ ストレスチェックの定期的な実施等の自己診断・申告により職員の状況を把握
- ・ 各所属に意見箱を設置している。(閲覧は消防長のみ)
- ・ 服務規律確保推進委員会を設置し、不祥事根絶デー等の設定
- ・ 市町村振興協会主催の講習や市町村職員向けの研修に職員を出向させている。

(2) (通報・相談窓口の設置以外で) 不祥事 (各種のハラスメントを除く。) を防止するために講じている取組 (複数選択含む)

	① 不祥事 (各種のハラスメントを除く。) 発生状況に関する抜き打ち調査を行っている	② 職員に対してアンケートを実施している	③ 不祥事 (各種のハラスメントを除く。) 防止を目的とした研修を実施している	④ その他 (自由記載)
1000人以上 (14本部)	2 (14.3%)	2 (14.3%)	12 (85.7%)	3 (21.4%)
500人以上1000人未満 (24本部)	0 (0.0%)	7 (29.2%)	16 (66.7%)	9 (37.5%)
300人以上500人未満 (73本部)	0 (0.0%)	8 (11.0%)	50 (68.5%)	28 (38.4%)
100人以上300人未満 (339本部)	4 (1.2%)	30 (8.8%)	142 (41.9%)	127 (37.5%)
50人以上100人未満 (211本部)	5 (2.4%)	21 (10.0%)	88 (41.7%)	69 (32.7%)
50人未満 (72本部)	1 (1.4%)	3 (4.2%)	27 (37.5%)	17 (23.6%)
合計 (733本部)	12 (1.6%)	71 (9.7%)	335 (45.7%)	253 (34.5%)

(※) ④の例

- ・ コンプライアンス行動指針や倫理規定等の内部規定を定めている。
- ・ 綱紀粛正にかかる推進委員会を設置し、重点推進事項を定める等、全職員で取り組みを実施している。
- ・ 職員に対して服務規律の確保に関する通知を発出し注意喚起している。
- ・ 年末等の時期を見て、法令順守、交通安全、利害関係のある者との飲酒の機会等の防止について消防長訓示を発している。
- ・ 朝礼等による所属長からの訓示、消防部幹部会議等による全消防職員へ向けた消防長からの訓示等
- ・ 新聞・ニュース等で報道された不祥事案を職員に周知し、注意喚起している。
- ・ 不祥事防止のリーフレット等を配布し注意喚起している。
- ・ 不祥事防止のためのチェックシートを実施している。
- ・ 不祥事防止対策のための会議の実施
- ・ 所属ごとの意見交換会の実施
- ・ 定期的な個人面談の実施
- ・ 各所属に意見箱を設置している。(閲覧は消防長のみ)
- ・ 服務規律確保推進委員会を設置し、不祥事根絶デー等の設定
- ・ 市町村振興協会主催の講習や市町村職員向けの研修に職員を出向させている。
- ・ 機関員のアルコールチェック (残存確認) の実施